

議案第61号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
の一部改正について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部
を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成15
年東郷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 東郷町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により
異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監
督職を占める職員

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

外国の地方公共団体の機関等へ派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等の異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えること。（第2条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。